

不登校児童生徒を支援するICT等を活用した学習活動を行う

民間事業者についてのガイドライン

文部科学省では「不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」としている。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日）

また、「学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。」（同「別記」）を受け、松本市ではガイドラインを設けるものとする。

文部科学省の考えを踏まえ、当市における取扱いは、次のとおりとする。

1 基本的な考え

校長が、本人の状況や保護者の希望も勘案し自立を助けるうえで、有効・適切であり、かつ、下記の要件を満たすと判断できる場合は、市教育委員会と相談の上、当該事業者において相談指導を受けた日数、ICT等を活用した学習活動の学校長の認める日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。また、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入することができる。ただし、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

2 要件

(1) 実施主体について

ア 法人、個人は問わない

イ 実施者が、不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

ア 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

イ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

ウ 当該事業者における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していること。

(3) 相談・指導の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。

イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が、当該事業者の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ、現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。

(4) 相談・指導スタッフについて

ア 相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

イ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

ウ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) ICTの活用について

ア ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。

イ ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力に応じること。

- (6) 学校、教育委員会と事業者との関係について、児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な次に掲げる事項等を定期的に交換するなど、連携・協力関係が保たれていること。

ア 入会・退会情報

イ ICT等を活用した学習活動状況、その他の活動状況

ウ 相談・指導経過

エ 家庭を支援するための情報

オ その他必要と思われる情報

- (7) 家庭との関係について

ア 事業者の指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退会の自由が確保されていること。

- (8) 学習活動について

学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。